平成２６年（再イ）第４５号

兵庫県姫路市的形町的形826番地３

再生債務者　高松公一郎

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月13日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月20日まで

平成27年３月23日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第１７号

三重県伊勢市二見町荘1239　サンシャトー103

再生債務者　橘　　裕司

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月15日まで

平成27年３月25日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２６年（再イ）第４９号

岡山県玉野市八浜町波知2125番地５

再生債務者　井上　清香

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月15日まで

平成27年３月25日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２号

新潟県柏崎市大字土合585番地10

再生債務者　宮島　浩一

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月16日まで

平成27年３月26日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１２号

岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保58番地10

再生債務者　北條久美子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年１月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年３月25日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第５号

大阪市淀川区新高２丁目２番27―812号

再生債務者　辻井　千尋

1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月21日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月24日から平成27年５月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第８号

沖縄県那覇市古波蔵３丁目７番18号

再生債務者　山城　勝彦

1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月23日まで

4　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月14日まで

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第６号

奈良県大和高田市大字大中４番地１　209号室　ライオンズ大和高田セントハウス

再生債務者　神田　義博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月20日まで

平成27年３月23日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（再ロ）第３号

大阪市平野区平野元町２番８号

再生債務者　藤原　直樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月21日まで

平成27年３月24日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

福井市渕町第43号51番地５

再生債務者　藤澤　武明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月25日　福井地方裁判所

平成２６年（再ロ）第４号

仙台市泉区上谷刈１丁目２番20―301号

再生債務者　斎藤　嘉子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月25日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１２号

堺市北区北花田町１丁59番地３

再生債務者　奥田　一彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月24日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号

高知県高岡郡佐川町甲85番地１

再生債務者　大崎　俊一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月25日

高知地方裁判所須崎支部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部公告第１号

独立行政法人都市再生機構法（平成15年６月20日法律第100号）第18条第１項の規定により、都市計画公園の新設に関する工事を次のとおり完了するので、同条第５項の規定に基づき公告する。

平成 27 年４月２日

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部

関東地域担当本部長　守安　雅志

記

1　特定公共施設の種類及び名称　草加都市計画公園事業３・３・02号松原近隣公園

2　工事施行区域　埼玉県草加市松原三丁目地内

3　工事の種類　都市計画公園の新設に関する工事

4　工事完了の日　平成27年３月30日

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成27年４月１日をもって解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　大東銀行企業年金基金

２．事務所の所在地　福島県郡山市本町一丁目11番15号

３．実施事業所の名称及び所在地　株式会社大東銀行　福島県郡山市中町19番１号、大東銀行健康保険組合　福島県郡山市本町一丁目11番15号、大東銀行職員組合　福島県郡山市中町19番１号

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたことによる。

５．解散の認可があったものとみなされた年月日　平成27年４月１日

平成 27 年４月２日

福島県郡山市本町一丁目11番15号

大東銀行企業年金基金

理事長　岡　　安廣